

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る 地方団体の役割の拡大について

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

9. 地域主権改革と地方税制

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

② 具体的取組み

ロ 地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項

(ロ) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進
します。

また、今後の課題として、地方自治体による申告書の受理等について、実務上
の論点等を含め検討します。

地方消費税の賦課徴収について(現行制度)

- 地方消費税の賦課徴収は、地方税法上、譲渡割は都道府県が、貨物割は国（税関）が行うこととされている。

(注) 譲渡割 : 国内取引に課されるもの
貨物割 : 外国貨物の引取りに課されるもの

- しかしながら、譲渡割については、納税者の便宜等の観点から、当分の間、消費税と併せて国が賦課徴収することとされている。

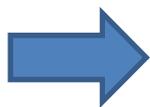
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

附 則

（譲渡割の賦課徴収の特例等）

第九条の四 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、・・・国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。・・・

- 都道府県は、国に対し、地方消費税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用として『徴収取扱費』を支払っている（平成21年度合計約100億円）。



地方消費税については、地方が自ら賦課徴収をしていないことを理由に、地方税に相応しくないとの批判がある。

国と地方団体との税務行政運営上の協力について

- 国・地方を通じた税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図るため、地方団体に対して、国、都道府県及び市町村が相互に協力すべき旨の通知（いわゆる「三税協力通知」）を発出している。

「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」(H9.3.21 自治税企第10号) など

- 具体的には、地方団体は、例えば、市町村による所得税（国税）の申告書の收受（※）や納税相談、国税・地方税の資料情報の相互活用等について、協力すべきこととされている。

→ 市町村においては、所得税の確定申告書総数の概ね2割程度を收受している。

（平成18年分の所得税に係る確定申告書総件数22,455千件のうち、市町村による收受件数4,473千件）

- 消費税（国税）と地方消費税（地方税）については、地方団体は、消費税と地方消費税を併せて、以下のような事項について協力すべきこととされている。

- ・ 申告説明会の開催 : 個人事業者の消費税・地方消費税の申告説明会の開催
- ・ 税務広報の推進 : 消費税・地方消費税の広報宣伝の実施
- ・ 申告書用紙の備付け : 個人事業者の消費税・地方消費税の申告書用紙、説明書等を備付け
- ・ 申告書の收受（※） : 個人事業者の消費税・地方消費税の申告書を收受
- ・ 納税相談 : 個人事業者の消費税・地方消費税の納税相談 <通知では都道府県のみ>

(※)「收受」とは、実務上、申告書を事実上受け取ることをいい、所得税や消費税の申告書の場合、都道府県や市町村が收受した申告書は、税務署長に取り次ぎされたうえで法的に有効な申告として「受理」されることとなる。

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の取組み(都道府県)

【都道府県による取組み状況】 (平成22年度)

- 「税務広報」については、40団体(約9割)が行っている。
- 「収受」については、10団体が体制を整えており、収受件数は243件(推計値を含む)。
※ いずれのケースも、地方団体の職員が確定申告会場において、申告書を収受したもの。
(参考)平成21年度の消費税・地方消費税(譲渡割)の納税申告件数は約3,332千件
- 「納税相談」については、税理士法第50条の許可(臨時の税務書類の作成等)を取ることにより19団体が体制を整えている。
- 「その他」としては、「納税相談会場貸与等」(1団体)、「用紙の送付」(1団体)、「資料等提供」(4団体)等が行われている。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	収受	納税相談	その他	協力していない
取組団体数	6	40	6	10	19	14	3
全団体数に占める割合	14%	91%	14%	23%	43%	/	7%

※1 岩手県、宮城県及び福島県を除いた44団体をベースに記載。

※2 「その他」については、延べ団体数を記載。

【参考】

- 建設工事に係る入札参加について、41団体(約9割)が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。
(平成23年6月時点調査)

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の取組み(市区町村)

【市区町村による取組み状況】(平成22年度)

- 「税務広報」については、1,114団体(約7割)が行っている。
- 「收受」については、924団体が体制を整えており、收受件数は13,383件(推定値を含む。)
※ うち、3,630件は窓口にて收受(残りは確定申告会場において收受)。
(参考)平成21年度の消費税・地方消費税(譲渡割)の納税申告件数は約3,332千件
- 「納税相談」については、税理士法第50条の許可(臨時の税務書類の作成等)を取るなどにより1,206団体が体制を整えている。
- 「その他」としては、「納税相談会場貸与等」(130団体)、「用紙の送付」(92団体)、「資料等提供」(245団体)、「各種届出書收受」(262団体)等が行われている。
- 「申告説明会」「收受」「納税相談」については、人員不足や専門知識を要すること等が実施に当たっての課題となっている。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	收受	納税相談	その他	協力していない
取組団体数	74	1,114	804	924	1,206	850	169
全団体数に占める割合	5%	69%	50%	57%	74%		10%

※1 岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を除いた1,622団体をベースに記載。

※2 「その他」については延べ団体数を記載。

【参考】

- 建設工事に係る入札参加について、1,254団体(約8割)が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。
(平成23年6月時点調査)

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

- 地方消費税が地方税である以上、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方団体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすことは極めて重要。
- また、住民に身近な存在である地方団体が、税の徴収についての窓口機能を果たすことにより、「納税者の利便性の向上」に資すると考えられる。
- したがって、「執行の責任の拡大」及び「納税者の利便性の向上」の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に向けて、以下の取組を進めることとしてはどうか。

1. 地方団体による当面の取組み

- 消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等について積極的に実施。
- 申告説明会、税務広報の一層の推進。
- その他滞納防止策の実施。

 総務省としても、地方団体の消費税・地方消費税の賦課徴収に係る取組の実態を踏まえ、積極的に情報提供を行うなど、国税当局の協力も得て、取組の促進を図ることとする。

2. 検討課題

- 地方団体による申告書の受理等について検討(要法律改正)。

 地方団体が消費税・地方消費税の申告書の受理等を行う場合の論点について、法制面及び実務面の両面から検討を行う。

地方団体による消費税・地方消費税申告書の受理についての検討（主な論点）

【論点①】地方団体が（事実上の「収受」のみならず）法的な「受理」を行う必要性について

◎執行の責任の拡大の観点

- 消費税・地方消費税の賦課徴収について、地方団体が納税者たる住民と直接向き合うためには、事実上の「収受」のみならず、法的な「受理」を行うことが望ましいか。
（地方団体が受理を行うことにより、有効な要件を備えた申告書として受け付ける必要があるため、より責任をもった対応が必要となるか。）

◎納税者の利便性の向上の観点

- 地方団体が収受のみならず受理を行うことにより納税者の利便性がどの程度向上するか。
＜地方団体が収受までしか行えない場合に生じる課題等の例＞
 - ・ 納税者は、一旦地方団体に申告書を提出しても、後日、国税当局により当該申告書の修正を求められる可能性がある。
 - ・ 地方に収受されたものの、地方から国への申告書の転送が遅れた場合には、期限内の申告ができず、延滞税を徴収されるおそれがある。
- 納税者は、申告期限までに、消費税及び地方消費税の申告書を、国・県・市の窓口のいずれかに提出すればよいことになり、利便性が向上するのではないか。

◎国・地方を通じた税務行政の効率化の観点

- 確定申告時期等、税務事務が集中する場合などには、国・県・市がそれぞれ「受理」を行うことにより、効率的な事務執行が可能となるのではないか。
- 国・地方を通じてどのような体制整備が必要か（論点⑤参照）。

【論点②】 国税である「消費税」の申告書を地方団体が「受理」する場合の法的整理

＜参考＞

地方法人特別税	:	国税の賦課徴収を都道府県が実施
個人道府県民税	:	都道府県税の賦課徴収を市町村が実施
たばこ税の手持品課税 ^(※)	:	国・県・市のたばこ税を、国・県・市のいずれかに対して まとめて申告することが可能。

※ たばこ税引き上げの経過措置として、たばこの小売販売業者等が販売のために所持するたばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するもの

【論点③】 地方団体が受理を行うこととした場合の都道府県と市町村の役割について

- 都道府県は地方消費税の課税団体である以上、受理を行うことができるようにするべきか。
- 市町村は、地方消費税の課税団体ではないが、
 - ① 地方消費税収の二分の一が地方消費税交付金として配分されていること
 - ② 現に消費税・地方消費税の收受を実施しており、納税者の便宜に資すること等から、受理を行うことが望ましいか。

その際、職員数が少ないなど体制が整わない市町村もあることをどう考えるか。

地方団体による消費税・地方消費税申告書の受理についての検討（主な論点）

【論点④】 地方団体が受理を行うこととした場合の申告書の受理の範囲について

- 現在、三税協力通知に基づく収受は、個人事業者に限定されている。
- 事業者の規模等により、受理する事業者の範囲を限定することも考えられるか。
（簡易課税事業者[※]に限定するなど）

※ 課税売上高5,000万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出している事業者は、仕入税額控除を課税売上高に対する税額の一定割合とすることができる。

（参考）平成21年度消費税納税申告の状況（現年分）

	個人事業者		法人		合計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
一般申告	505千件	2,059億円	1,375千件	90,416億円	1,880千件	92,475億円
簡易申告	886千件	2,040億円	566千件	1,969億円	1,452千件	4,009億円
納税申告計	1,391千件	4,099億円	1,941千件	92,385億円	3,332千件	96,484億円

【論点⑤】 地方団体が受理を行うこととした場合の体制整備のあり方について

- 地方団体が受理を行う場合、どのような執行体制が必要で、どの程度のコストがかかるか。
- 地方団体の職員が受理を行うための専門的知識の習得のため、研修会の開催等の職員教育が必要となるか。
- 国と地方との間で、どのような協力体制が必要となるか。（納税者情報を共有する仕組み等が必要になるか。）

【論点⑥】 消費税・地方消費税以外の税目についての検討

- 地方団体が消費税・地方消費税の受理を行うこととする場合、納税者の利便性の向上の観点からは、所得税（国税）等の他の税目についても、地方団体が受理できるようにすることを検討すべきか。
- その際には、地方団体の体制整備や、番号制度の導入による税分野の情報連携の状況などを踏まえる必要があるか。

參考資料

地方消費税の賦課徴収

地方税法（昭和25年法律第226号）附則

（譲渡割の賦課徴収の特例等）

第九条の四 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、附則第九条の十の規定を除くほか、第一章第二節から第十四節まで、第七十二条の八十四、第七十二条の八十八第二項後段及び第三項、第七十二条の九十、第七十二条の九十三並びに第七十二条の九十四の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。（以下略）

（譲渡割の申告の特例）

第九条の五 譲渡割の申告は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。（以下略）

（譲渡割の納付の特例等）

第九条の六 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。（以下略）

地方法人特別税の賦課徴収

都道府県が国税の賦課徴収を行っている例

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）

（賦課徴収）

第十条 地方法人特別税の賦課徴収は、第八条及び第十六条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。（以下略）

（申告）

第十一条 地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十三の規定により法人の事業税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書に記載すべき所得割額又は収入割額に係る基準法人所得割額又は基準法人収入割額、これらを課税標準として算定した地方法人特別税の額その他必要な事項を記載した申告書を、当該都道府県の法人の事業税の申告の例により、当該都道府県の法人の事業税の申告と併せて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

（納付等）

第十二条 地方法人特別税の納税義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

個人の道府県民税の賦課徴収

市町村が都道府県税の賦課徴収を行っている例

地方税法（昭和25年法律第226号）

（個人の道府県民税の賦課徴収）

第四十一条 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。（以下略）

（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等）

第四十二条 個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。（以下略）

（個人の道府県民税の申告等）

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号の者は、三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。（以下略）

個人の道府県民税及び市町村民税の申告の取扱い

国に所得税の確定申告書を提出した場合、道府県民税及び市町村民税に係る申告書が提出されたものとみなされる。

地方税法（昭和25年法律第226号）

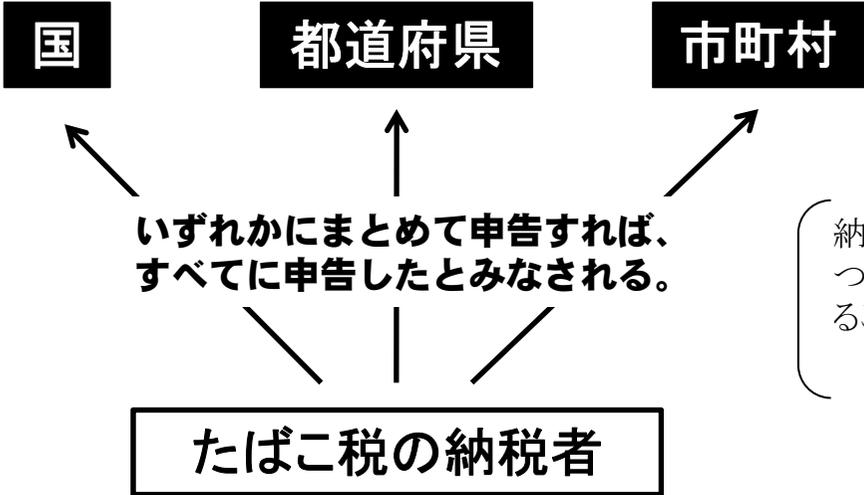
- 第四十五条の三 第二十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合(政令で定める場合を除く。)には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(総務省令で定める事項を除く。)のうち前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
 - 3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、道府県民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

- 第三百七十七条の三 第二百九十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合(政令で定める場合を除く。)には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(総務省令で定める事項を除く。)のうち前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
 - 3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

たばこ税の税率引上げ時における経過措置(たばこ税の手持品課税)

たばこ税においては、税率引上げ時における経過措置として、小売販売事業者等が販売のために所持するたばこに係る国・県・市のたばこ税の引上げ分について、国・県・市のいずれかに対し、まとめて申告することが可能

【税率引上げ時の経過措置】



納税義務者である零細な小売販売業者について、申告手続き等の事務の簡素化を図ることとされたものである。
【昭和61年度改正詳解】

地方税法
附 則（平成二二年三月三十一日法律第四号）抄
 （道府県たばこ税に関する経過措置）

第六条
 4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

➡ **同様の規定が、国たばこ税、市町村たばこ税に係る経過措置にも規定。**

税理士法の臨時の税務書類の作成等の許可

【参照条文】

○税理士法

(臨時の税務書類の作成等)

第五十条 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 (略)

○臨時の税務書類の作成等の許可申請の審査基準及び標準処理期間の公表手続について(平成7年4月13日付
け国税庁長官)

(別紙)

税理士法第50条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可の審査基準

1 税理士法第50条第1項に規定する租税の税目の指定は、原則として申告所得税及び個人事業者の消費税に限るものとし、その許可を与える基準は、次に掲げる地方公共団体その他の法人の役員または職員もしくは職員に準ずるもののうち、税務行政に協力すると認められる者に限り、申告者数その他の事務の性質および分量等を考慮し、適当と認める人数に対し、下記2及び下記3の条件を付して許可するものとする。但し、許可を受けた者を単に機械的に補助する者については、許可を要しないものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 農業協同組合
- (3) 漁業協同組合
- (4) 事業協同組合
- (5) 商工会

2~4 (略)